

役員報酬・退職金に関する規定

1 役員報酬

役員報酬については、定款第19条の規定に基づく。

定款（抄）

第19条 役員は、無給とする。ただし、常任理事には、総会の議決を経て、給与を支給することができる。

2 役員退職金規定

役員に退職金は支給しない。（役員退職金規定なし。）

「現在役員に報酬及び退職金は支給しておらず、今後も支給する予定はない。」